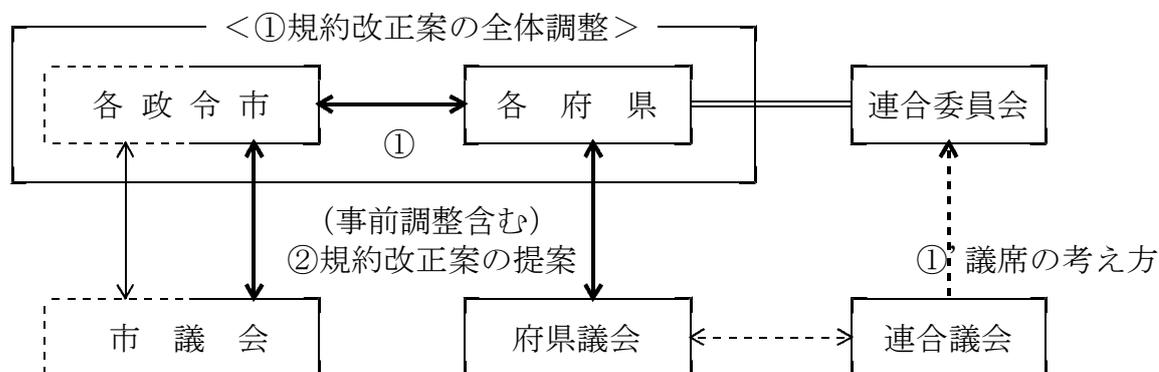


政令市の加入について（案）

平成 24 年 1 月 26 日

1 基本的な流れ

4 市の意向・動向を確認しつつ協議を行い、協議が整うならばまずは 2 月議会への上程を念頭に調整する。



2 規約改正について（案）

(1) 基本的な考え方

今回は政令市が府県が構成団体の広域連合に政令市が新たに加入する観点から、必要最小限の規約変更を行う。

(2) 各条項の改正案

①加入と処理事務

＜第 2 条＞広域連合を組織する地方公共団体（構成団体名の追加）

＜第 4 条＞広域連合の処理する事務

- 可能な限りのフルセット参加、分野単位での加入を基本として提案
- ただし無権限事務など必要最小限の分野・事務を個別除外

- ・権限のない分野[資格試験]、事務 [国際観光・通訳案内士法]を個別除外
- ・権限はあるが現在行っていない事務 [ドクヘリ事務] を個別除外

②議席配分

＜第 8 条＞広域連合の議会の定数（定数）

＜第 9 条＞広域連合議員の選挙の方法（配分）

- ・当面の対応として連合議会での最終調整中
- ・いずれにしても本格見直しは国出先機関対策の動向も見極めながら速やかに行う。

③経費の分担

<第20条> 広域連合の経費の支弁の方法（負担割合）

○現行規定を基本に、

[総務費、企画調整費]

- ・組織運営の共通経費として原則均等割（ただし総務費は部分参加特例あり）

〔(cf) 連合委員会は構成 1 1 団体（7 府県・4 市）に対し委員 1 1 人〕

[事業費]

- ・人口等の指標ウェイトに応じ各分担金を算出
- ・ただし政令市は基礎自治体であること、市域には府県権限も残っていることから人口等の指標ウェイトを軽減（1/2）

※人口以外の宿泊施設数、事業所数等の指標も同様

※広域研修費は職員の受講者数割のため単純按分

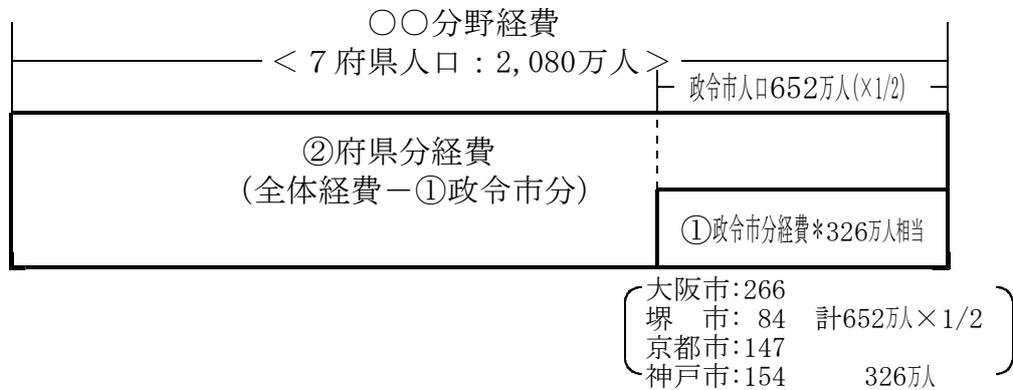
〔(cf) 連合議会は各構成団体の議員数を人口割で傾斜配分〕

①政令市分

経費のうち、政令市人口（基礎自治体の観点を考慮してウェイト1/2）に応じた額を各政令市間で人口按分

②府県分

経費から政令市分を除いた残額をあらためて各府県間で人口按分



(参考) 現行の分担規定：規約第20条別表

| | | |
|-------|---|---|
| 総務費 | 下記以外の経費 | 均等割 ※部分参加特例(1/2)あり |
| | ⑦資格試験・免許の人件費 | 受験者数割 |
| 企画調整費 | ⑨広域課題の企画調整の経費 | 均等割（これにより難い事務の経費は別途定める） |
| 事業費 | ①広域計画 ⑤広域医療 ②広域防災 ⑥広域環境 ③広域観光文化 ⑦資格試験・免許 ④広域産業 ⑧広域研修 | 人口割のほか、 宿泊施設割、事業所数割、 利用者数割、受験者数割 受講者数割 |

※連合議会予算としては規約改正後に補正対応